

第 4 4 回

三重県屋外広告物審議会
議 案 書

日時：平成 29 年 12 月 12 日(火)午後 1 時から午後 3 時まで

場所：J A 三重健保会館 4 階 中研修室

第 4 4 回三重県屋外広告物審議会

報告事項

番号	事項
1	第 4 3 回屋外広告物審議会議案の手続き状況について

審議事項

番号	事項
継続審議事項 1	屋外広告物の安全対策の充実について (第 43 回屋外広告物審議会 第 1 号議案)
第 1 号議案	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の指定及び第 6 号の規定による区域の指定 (市道横山線、市道横山支線：志摩市)
第 2 号議案	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の指定及び第 6 号の規定による区域の指定 (県道玉城南勢線：伊勢市、南伊勢町)
第 3 号議案	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号の規定による区域の変更 (一般国道 260 号：南伊勢町)
第 4 号議案	三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号の規定による区域の変更 (一般国道 422 号：伊賀市)

第 43 回屋外広告物審議会議案の手続き状況について

第 1 号議案 屋外広告物の安全対策の充実について
継続審議中

第 2 号議案 案内図板等の広告物掲出にかかる規制の弾力化について
条例改正に向けた手続き中

第 3 号議案 都市緑地法等の一部改正に伴う禁止地域の追加について
条例改正に向けた手続き中

第 4 号議案 講習会手数料の見直しについて
条例改正に向けた手続き中

※第 2 号～第 4 号議案については、2 月定例会月会議に上程し、平成 30 年 4 月 1 日に施行予定。

第 5 号議案 三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号
の規定による区域の変更（一般国道 306 号：鈴鹿市）
平成 29 年 10 月 27 日付三重県公報にて告示済で、変更区間の供用開始日をもって施行予定。

第 6 号議案 三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号
の規定による区域の変更（一般国道 167 号：志摩市）
平成 29 年 10 月 27 日付三重県公報にて告示済で、変更区間の供用開始日をもって施行予定。

第 7 号議案 三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号
の規定による区域の変更（一般国道 260 号：志摩市）
平成 29 年 10 月 27 日付三重県公報にて告示済で、変更区間の供用開始日をもって施行予定。

継続審議事項 1 (第 43 回屋外広告物審議会 第 1 号議案)

屋外広告物の安全対策の充実について

屋外広告物の適正な管理及び安全対策を一層充実するため、国において、平成 28 年 11 月 18 日付け(4 月 28 日付け一部修正)で改正された「屋外広告物条例ガイドライン(案)」を受けて、三重県屋外広告物条例及び同施行規則を本年度中に改正します。

条例改正案の概要は、前回の審議会における意見を踏まえ、管理者への資格要件は設けないこととし、以下のとおりとします。

1 改正案の概要

(1) 点検義務及び報告義務の対象とする屋外広告物の範囲

- ①点検義務の対象：すべての広告物(貼り紙、立看板などの簡易な広告物を除く)
- ②報告義務の対象：許可を要するもののうち表示面積 1 m²以上の広告物(建築基準法第 12 条に基づく定期報告を行った建築物に付属する広告物を除く)

(2) 点検者の資格要件

- ①屋外広告士
- ②日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者
- ③建築士(1 級、2 級、木造)
- ④電気工事士(第 1 種、第 2 種)
- ⑤電気主任技術者(第 1 種、第 2 種、第 3 種)
- ⑥職業訓練指導員(広告美術科、帆布製品科)
- ⑦技能検定合格者(広告美術仕上げ、帆布製品製造)
- ⑧特定建築物調査員
- ⑨その他知事が同等以上の知識を有する者と認定した者

(3) 点検項目及び点検方法

- ①点検項目：平成 28 年度に見直した現状の点検項目
 - ア) 基礎及び取付(支持)部分の変形、腐食、亀裂等
 - イ) 主要部材の変形、腐食、劣化等
 - ウ) ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等
 - エ) 表示面の汚染、変色又は剥離
 - オ) 表示面の破損
 - カ) 照明又はネオン設備等の異常
 - キ) その他必要な点検箇所

②点検方法

- (ア) 許可を要する広告物(1 m²以上かつ高さ 4 m 超)：目視点検(有資格者による)
- (イ) (ア) 以外の広告物：目視点検(資格を問わない)

(4) 点検の実施時期

- ①許可を要する広告物：許可時および許可の更新時に点検
- ②許可を要しない広告物：設置後 3 年以内毎に点検

2 パブリックコメントの状況

実施期間：10 月 2 日～11 月 1 日 募集結果：意見はありませんでした。

3 今後のスケジュール

- ・2 月定例会議に上程
- ・平成 30 年 10 月 1 日施行予定

第1号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、次の道路の区間及びその両側100メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域を屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置を禁止する禁止地域として指定します。

1 路線名及び区間

①路線名 市道横山線（志摩市）

区 間 志摩市阿児町鶉方地内の長尾橋から同市阿児町鶉方地内の市道横山支線との交差点まで

②路線名 市道横山支線（志摩市）

区 間 志摩市阿児町鶉方地内の市道横山線との交差点から同市阿児町鶉方地内の環境省管理用通路入口まで

2 施行日

この告示は、公表の日から施行します。

3 指定理由

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」が平成28年12月に策定され、伊勢志摩国立公園を世界水準のナショナルパークとしていくため、自然と人の営みが調和した優れた景観の保全を図るとともに、魅力あるまちなみ等における景観阻害要因の改善等を推進するなど、官民一体となった魅力的な国立公園づくりを展開しています。

その取組の一つとして、景観を阻害する広告物の抑止を推進するため、主要交通拠点や各利用拠点を結ぶアクセスルート沿線について屋外広告物の禁止地域として新たに指定します。

「三重県屋外広告物条例」抜粋

（禁止地域等）

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一～四 略

五 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で知事が指定する区間並びに鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）で知事が指定する区間

六 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

七～ 略

第2号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、次の道路の区間及びその両側100メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域を屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置を禁止する禁止地域として指定します。

1 路線名及び区間

- (1) 路線名 県道玉城南勢線（通称：サニーロード）（伊勢市、南伊勢町）
- (2) 区 間 ①伊勢市横輪町地内の県道横輪南勢線との交差点から南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より伊勢方向へ200mの地点まで
②南伊勢町伊勢路地内の県道伊勢路伊勢線との分岐点より龍仙山の方向へ400mの地点から同町船越地内の龍仙トンネルまで

2 施行日

この告示は、公表の日から施行します。

ただし、この告示の施行の際に、現に同区間において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、この告示の施行の日から3年間は適用しません。

3 指定理由

「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」が平成28年12月に策定され、伊勢志摩国立公園を世界水準のナショナルパークとしていくため、自然と人の営みが調和した優れた景観の保全を図るとともに、魅力あるまちなみ等における景観阻害要因の改善等を推進するなど、官民一体となった魅力的な国立公園づくりを展開しています。

その取組の一つとして、景観を阻害する広告物の抑止を推進するため、主要交通拠点や各利用拠点を結ぶアクセスルート沿線について屋外広告物の禁止地域として新たに指定します。

第3号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域として指定された路線について、区間及び区域の変更を行います。

1 路線名及び区間

【変更前】

路線名 一般国道260号（南伊勢町）

区間 南伊勢町村山地内の村山大橋から同町古和浦地内の栃木トンネルまで

【変更後】

路線名 一般国道260号（南伊勢町）

区間 ①南伊勢町村山地内の村山大橋から同町小方竈字桂102番9まで

②南伊勢町小方竈字持角24番4から同町古和浦地内の栃木トンネルまで

※①と②により、南伊勢町小方竈字桂102番9から南伊勢町小方竈字持角24番4までの区間及び区域を指定解除します。

2 施行日

この告示は、公表の日から施行します。

3 変更理由

地元南伊勢町より、一般国道260号から方座浦集落への案内等の表示を可能とすることで、集落内産業の営業活動の促進を図り、集落地域の活性化につなげたい旨の要望がありました。

禁止区間の変更について検討したところ、

①周辺の一般国道260号沿いの許可地域に掲示されている一般広告物の数は限定的であり、禁止区間を変更しても一般広告物は乱立しないと推測される。

②解除区間を案内等に必要の最短の区間に限定することにより、自然環境や住環境等に与える影響は少ないと判断できる。

以上のことから、禁止地域として指定された区間及び区域を変更します。

第4号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域として指定された路線について、区間及び区域の変更を行います。

1 路線名及び区間

【変更前】

- (1) 路線名 一般国道422号（伊賀市）
- (2) 区間 伊賀市諏訪地内の諏訪地区市民センター前から同市三田地内の市道大谷三田野間線との分岐点まで

【変更後】

- (1) 路線名 一般国道422号（伊賀市）
- (2) 区間 ①伊賀市諏訪地内の諏訪地区市民センター前から同市諏訪字岩出731番まで
②伊賀市諏訪字岩出731番から同市大谷地内の県道高倉佐那具線との交差点までのバイパス

2 施行日

この告示は、当該区間の供用開始の告示の日から施行します。

3 変更理由

既に禁止路線として指定されている一般国道422号において、新たに三田坂バイパスが供用開始され、今後、当該区間において広告物掲出のニーズが高まることが想定されるため、自然景観に配慮することを目的に、当該区間を禁止区間及び区域として指定します。

また、旧道となる区間については、交通量が大幅に減少し、広告物掲出のニーズが減るため、住環境等周辺環境への配慮の必要性が小さくなることから、当該禁止区間及び区域の指定を解除します。